

公教育崩壊点、「非公教育闘」についての考察

— 杉並区立和田中学校「夜スベ」からの検討 —

近 藤 千寿枝

はじめに

かつては不変のイメージが付きまとった公教育であるが、臨時教育審議会答申を節目として、教育制度の画一性や硬直性の打破を目指し教育改革が続いている。「教育の機会均等」「無償性」といった公教育の原則でさえ、弾力的な解釈、運用がなされるようになり、特に学校と他分野との関係は大きく変化している。先頃発表された教育再生会議第三次報告でも、教育再生の原点は「『事なかれ主義』や『悪平等』と批判される状況を押し、真に保護者、子供に信頼される公教育の確立¹⁾」にあるとし、「『画一主義』、『横並び主義』に陥ることなく、子供たち一人ひとりの立場に立った教育を展開²⁾」することを重視している。また、バウチャー的な考え方を取り入れ「適正な競争原理の導入により、学校の質を高める³⁾」として、企業を含めた社会の積極的な学校教育への参与を奨励している。さらに、情報公開、学校評価制度、学校選択性の広がりなどにより、地域や保護者のニーズは加速度的に高まっているのが現状だ。各学校はニーズに応えるため新たな取り組みを迫られ、公・民の、あるいは分野の壁を越えての連携は不可欠となっている。

このような時代の流れの中、平成20年1月26日、東京都杉並区立和田中学校において、私塾講師による特別授業、通称「夜スベ」が予定から遅れて実施された。各方面から数多くの意見が噴出したことから分かるように、この取り組みは単なる一つの中学校の問題にとどまるものではない。実施決定過程や、地方分権・校長裁量権に関係するの問題も山積しているとも言われている。しかし何よりも、この取り組みが社会に提起したのは公教育とはどうあるべきかという大きな問題である。そして、興味深いことは、「夜スベ」があくまでも「学校教育ではない」と強調されることによって認められ、実施可能となった点である。この事実が、「夜スベ」が公教育の範囲を超えると判断されたことを証左するものである。

教育とは、それを受ける個人の利益という私的な側面を持つと同時に、その成果が個人の

利益にとどまらず、その個人の所属する社会に還元され、社会の発展につながるという公的な側面を持つ⁴。公教育とはまさに、社会のこの共通認識を源泉として成立するものであり、公費支出と公的関与が政策的に受け入れられているのである。教育改革が進む中、変化に付随して社会の公教育に対するニーズは高まっている。普遍的な公教育の概念にも変化がおき、公教育であると容認する範囲は拡大する一方である。しかし、公教育が公的財源を基に社会の発展を保障するものとして展開するものである以上、ニーズに応える取り組みにも限度が存在するのは当然のことである。その限度を越えた時、社会の公教育に対する共通認識が崩れ、公教育の崩壊につながる可能性があることは否めない。そうした意味において、この崩壊点の確認は改革を進める上で重要である。

本稿の目的は、公教育崩壊点の確認へのアプローチを進める上での新たな視点—つまり、社会が捉える公教育の限度点を指す「非公教育閾」という新たな概念枠組みを提示することである。具体的にはまず、実施された「夜スベ」の在り様と「夜スベ」計画発表から実施に至るまでの都教育委員会を始めとする各機関、地域、専門家の反応に注目し、特に「夜スベ」に対する批判意見の整理を試みた。さらに、「夜スベ」と「非公教育閾」の関連の考察を試みる。

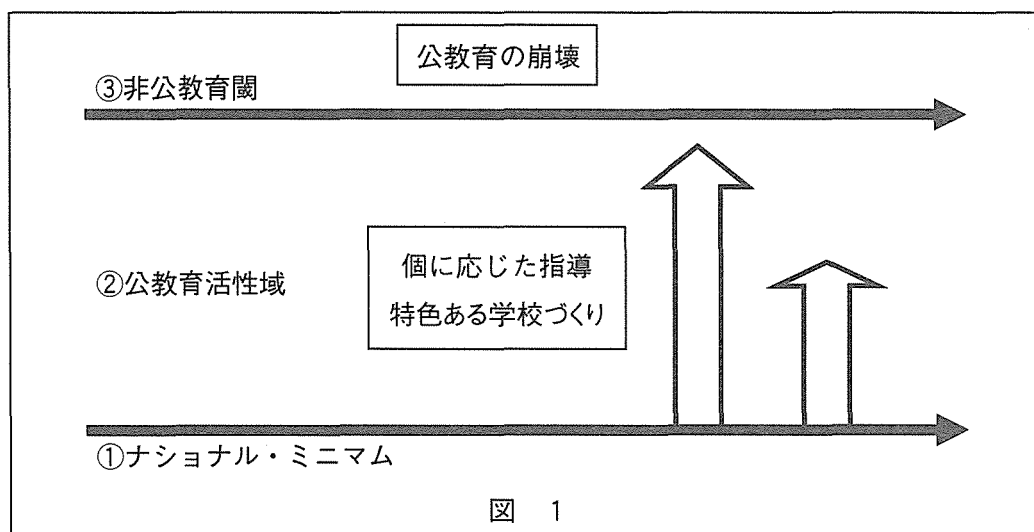
なお、公教育の概念は、「公」の捉え方において異なった定義づけが可能である⁵。例えば、国・地方が設置管理する公立学校による教育、国・地方が関与する私立学校をも含む学校教育、公的な規制を受けた職業教育や社会教育をも含む教育などである。しかし、今回の「夜スベ」の議論の中心は、国や地方が設置管理する公立学校、その中でも義務教育段階での教育についてである。それ故、本稿でも狭義ではあるが、公立学校の義務教育を公教育と捉えることにする。

1. 非公教育閾とは

生化学の分野において「閾値」という概念がある。「ある作用をもった因子が生体に反応を起こすか起こさないかの限界の値。すなわち作用因の有効最小値⁶」を指す。つまり、閾下⁷においては作用因が存在しても反応は生じないが、閾値を越えた瞬間に反応するというものだ。投薬による疾病治療においても、適切な処方に基づく場合、薬の毒性は表出せず治療効果という結果をもたらすが、ある一定量（閾値）を超えた時、毒性が一気に露呈し死に至るケースさえある。こうした「閾値」概念は、今日では生化学の分野にとどまらず、広範な分野において用いられている。本稿においても、この「閾値」概念を昨今の教育改革に適用するものである。

ところで公教育においては、法に定められたナショナル・ミニマムを遂行することが絶対条件であることは言うまでもない。しかし、昨今の教育改革はナショナル・ミニマムに加えて児童生徒の個に応じた指導や地域や学校の特性を活かした取り組みを推進するものである。少人数授業、習熟度別授業、教員過配等、各自治体や各学校において独自の取り組みが行われている。こうした取り組みにより、公教育の厚みが増し、公教育が活性化されていることも事実である。しかし、「個」や「特色」とは本質的に「公」と相容れないものを持つ。また、前述したようにナショナル・ミニマムを超えた取り組みについても公的財源の投与が不可欠である。それ故、国民の、地方自治体の、地域の共通理解が必要であり、共通理解を得ることができる限界点が存在する。すなわち、ナショナル・ミニマムを超えた取り組みは、公教育活性化のための作用因であると同時に、公教育崩壊を導く作用因でもあるのだ。

本稿では、こうした考えに基づき、公教育が「公教育」の範囲を超えたとき社会が認識する点を公教育崩壊の閾値とし、その閾値を、致死作用の時の閾値を「致死閾」と呼ぶことに倣い、「非公教育閾」と名づけた。また、ナショナル・ミニマム（図1－①）と「非公教育閾」（図1－③）の間にこそ、個に応じた指導や特色ある学校づくり等の様々な取り組みが存在することとなる。この間の取り組みは公教育を活性化することを目指したものであり、この間を「公教育活性域」（図1－②）と呼ぶこととする。



2. 杉並区立和田中学校「夜スベ」をめぐる動き

2-1. 「夜スベ」とは

「夜スペシャル（夜スベ）」と命名されたこの特別授業は、進学塾「SAPIX中高部」

の講師が和田中の教室で、土曜に加え平日の夜に実施するものである。週3日と4日のコースがあり、週3日は平日の夜7時から9時35分まで1コマ45分授業で国語と数学を実施、週4日はそれに加えて土曜日の午前中の9時から12時まで英語の授業を行う。S A P I X講師による進学相談も実施予定である。カリキュラムや教材は、同校とS A P I Xが共同で考案し、単なる受験対策にならぬよう、考える力や知識の応用力を伸ばす授業を目指すという。

この取り組みは、リクルート出身で、初の民間校長である藤原和博校長主導で計画したが、保護者や元P T A、教員志望の学生らがボランティアで参加する「和田中学校地域本部」が主催する形を取っている。藤原校長自身が「公立校の弱点である『吹きこぼれ⁸』を出さないため、都立の進学重点校や私立の中上位校を狙う夜の特別コース。『夜スベ』と名付けました⁹」と説明するように、成績上位層の生徒が対象である。定員は当初30名であったが、最終的には19名の中学2年生が参加した。なお、和田中学2年生の総生徒数は4クラス127名¹⁰である。また、授業料については、新聞各紙によれば「S A P I Xの正規の授業料の半額程度」となっている。S A P I X東京本部は「採算は取れないが、将来、地方で展開する場合、公立との連携のノウハウを蓄積する意味もある¹¹」として協力を決めたという。

2-2. 開講までの経緯

開講をめぐる動きは表1の通りである¹²。

表 1

2007年 11月上旬	・大手進学塾サピックスが首都圏の公私立150中学校に案内文を発送。
12月8日	・和田中で、「夜スベ」保護者説明会実施。2008年1月9日から開講予定とする。
12月16日	・和田中において、受講希望者の学力測定テストを実施。
2008年 1月7日	・東京都教育委員会、「公教育の観点から疑義がある」として、杉並区教育委員会に再考を求める。区教委は「教育の地方自治分権が求められる今日、残念だ」としつつ、都教委の指摘を再検討するため、開始を9日から1月下旬に延期することを決定。
1月10日	・都教委は定例会で指摘した問題が解消されれば開催可能との立場を示す。
1月11日	・石原慎太郎都知事、定例会見で「公共施設を営利目的で使う問題はあるかもしれない」としながらも、「基本的に賛成する」との姿勢を示す。

1月17日	・区民16人が連名で計画を見合わせるよう杉並区教委に申し入れ。 ・東京都公立学校教職員組合（東京教組）、公教育の破壊につながるとして中止を求める文書を中村正彦都教育長と石原慎太郎都知事に提出。 ・都教委は、クリアすべき4点の追加指摘を区教委にメールで伝える。
1月23日	・区教委、都教委へ計画は「学校教育外の活動」と回答。
1月24日	・都教委、正式に容認する見解をまとめる。
1月26日	・和田中で「夜スペ」、予定より17日遅れで開催される。S A P I X講師が生徒11人に授業を行う。

2007年12月8日に説明会が実施されてから、東京都教育委員会の指導、様々な方面からの批判を受けながらも、当初予定からおおよそ半月の延期を経て実施された。保護者ら同校関係者は歓迎しているとされる。都教委への回答に先立ち、杉並区教育委員会は定例会を開き、5人の委員が内容を検討した。「都教委から受けた指導の最大の論点は、学校の教育活動であるかどうか」と認識したうえで、都教委への回答書に、夜間授業は「学校の教育活動外」と明記することを了承し実施に至った。藤原校長は「実施の見通しが立ち安心した。ほかの公立学校に通う多くの児童・生徒のためにも、全国のモデルとなるよう成果をあげたい¹³⁾」と述べている。

2-3. 「夜スペ」に対する各方面の対応・見解

(1) 東京都教育委員会

計画を知った段階で都教委は、1)希望しても受けられない場合があり、機会均等の確保に疑問がある、2)特定の塾が学校を利用して営利活動をしていると疑われかねない、3)教材づくりに教員がかかわり公務員の兼業兼職の疑いがある、の3点に懸念を示し、「公教育の観点から疑義がある」と区教委に再考を促した。しかし、その三日後の定例会において、再考を促したのは開催のためにクリアすべき課題を示しただけで反対の立場に立つものではない、「現場の独自の取り組みは積極的に支援したい」と容認姿勢に転じている。また、その後、1)生徒が教員より塾講師を信頼すれば公教育が破壊される、2)教員免許が不要な塾講師の経歴は誰が確認するのか、3)帰宅時の安全確保はどうするか、4)不祥事があった際の責任はどこにあるか、との4点を追加指摘する。以上に示した懸念に対する杉並区教委からの明確な回答はなかったものの、「夜スペ」は「学校教育外の活動である」と明記するとの回答を受け、学校教育外の活動であるならば、「法や規定に照らして不適切ではない」

と、正式に容認する見解をまとめた¹⁴。

(2) 公立学校教職員組合

杉並区教職員組合は、和田中の「夜スベ」に対して中止を求める要請書を1月16日に区教委に提出した。要望書では、1)公立学校施設利用の公共性、2)公立学校教育の機会均等、3)生徒の個人情報の保護、4)教職員の加重労働の観点から「夜スベ」開講に対する危惧が述べられている。また、公教育の場が学力競争一辺倒となり、生徒同士や生徒と教員の関係性の破壊につながるとしている¹⁵。また、東京都公立学校教職員組合は、「教育の地方分権をすすめるとともに、地域の特色を生かした各学校の独自なとりくみは保障しなければならない」としつつも、「夜スベ」の取り組みは公教育の破壊を招くものだとして、1月17日に中止を求める文書を都教育長と都知事に提出した。その内容は、私塾と公立学校との理念の相違について言及した上で、公立学校は、「すべての子どもに学力を保障し生きる希望を培うために教育の機会均等と無償の原則に基づき行われるものでなければならない」との原則を示している。「夜スベ」は、この原則の逸脱、つまり、公立学校が教育活動として私塾と連携して有料で授業を行うことは義務教育の諸原則（機会均等、無償）を逸脱するものであるとしている。また、学校長の監督下で学校施設を開放し私塾が営業活動を行うことは、公共財産の私物化と公教育の破壊につながるものであり、和田中学校だけの問題として見過ごすことはできないとの見解を示した¹⁶。

(3) 地域

杉並区の区政相談会や区教育委員会には多くの要望や意見が寄せられた。区政相談課では、実施の動きが報道されてからインターネットや郵送などで、区民の意見を受け付けている。そのほとんどは、「学校格差が生じる」「塾講師にやらせるのは公教育の否定になる」など実施に反対の立場に立つものである。賛成は「意欲ある生徒を育てるのはだいじなことだ」など数件であった。また、区教委には、1月17日、区民16人が連名で計画を見合わせるよう申し入れたのを始めとして、中止を求める要望書が区民から6件提出された。区教委庶務課は「一昨日までに33件、インターネットや郵送で受け付けたということでございます。賛成とご意見5件、反対のほうで28件といった内訳だというふうに聞いておりますけれども、反対とされた方々についても、むしろ私どもの説明が不十分なために誤解を招いているものも数多くございます。そういう中では、ご説明する中では、どんどんやっていいじゃないか、

そういうご意見に変わるようなものもございました。お電話の問い合わせ等も多々いただいていたところでございます。電話も多い。件数は数えていないが、賛否両論さまざまある¹⁷⁾と報告している。賛否両論あるというものの反対意見が多数を占め、地域の賛同を得ているとは言いがたい現状である。

(4) 専門家

中央教育審議会副会長である、兵庫教育大学学長の梶田勲氏は「夜スペ」に対し、公教育としての是非に関しては触れず、生徒の望む学習機会を提供しているという点で評価している¹⁸⁾。国際基督教大学の藤田英典教授は、1)学校という施設を塾の営利活動に提供する、2)一部の「できる子」だけを対象とする、という2点を重大な問題として挙げている。その上で、この取り組みによって「学校教育は受験準備教育にますます偏重していく」と警鐘を鳴らし、教育委員会には「地方分権や学校裁量権の拡大を適切に進める責任と義務がある」と述べている¹⁹⁾。一方、寺脇研氏は、「夜スペ」が問題になっているのは明らかに社会教育への認識不足であるとし、「学校教育には機会均等や公平性が必要でも、社会教育の場合はそうと限らない。一人一人に合わせた柔軟な対応こそが求められる」と、今回の取り組みは社会教育であるとの認識に立ち、問題点は全くないと評価している²⁰⁾。

3. 公教育の機会均等・無償制原則に即しての検討

前章において、「夜スペ」の概略と実施までのおおむねの経緯、この間に出た各方面の反応・意見をまとめた。しかし、批判意見は「夜スペ」を全否定しているといった感が強く、多岐にわたる批判要素の一つ一つについての検討が十分になされていない。「夜スペ」のどの要素が公教育の「非公教育閾」を越えたのかが曖昧なままである。本章では、公教育の原則である機会均等・無償制の観点から疑義があるとされる項目についてのみに焦点を絞り、さらに批判意見の整理を通して、「夜スペ」の取り組みを「非公教育閾」と関連付けて検討していく。

3-1. 生徒の選別（機会均等の観点からの問題）

批判意見のほぼ全てが挙げた問題である。具体的には、「夜スペ」が対象者を都立の進学重点校や私立の中上位校を狙う生徒と限定するのは、機会均等の原則の逸脱だと指摘している。実際に、12月8日の説明会で藤原校長は「学校の授業についていけない生徒にはむしろ

負担になる。無理に参加しないで」と注意を加えたことが明らかになっている。こうした実態を見て、「単に『機会均等の確保に疑問がある』というだけでなく、同校内における人間関係や協力関係に種々の不信感や亀裂・不協和音が生じることは必至であろう²¹⁾」とする批判もある。

しかし、藤原校長はこの点に関して、教育の機会均等とは、個々の生徒の能力に応じた学習を保障することだと述べ、和田中学校では「どの生徒でも学力が向上できる仕掛けを作っている。例えば、5年前にボランティアの大学生らが生徒を教える『ドテラ（土曜寺子屋）』をはじめた。（中略）これは、成績が下位の生徒を引き上げることにつながる」と全てのレベルの生徒に対する取り組みを既に実施していることを強調している。成績下位層に対する支援も試みているという現状を鑑みれば、ここで問題とされるべきことは、補習を実施する際に生徒を学業成績によって選別することに対する是非である。

ところで、公教育において、児童生徒の習熟度別学習は正規の授業内でも推進されている試みである。平成10年12月告示、平成14年4月から施行されている現行学習指導要領は「個に応じた指導の充実」を謳い、その総則において「各教科等の指導に当たっては、児童が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や児童の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導、教師の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること²²⁾」と明示している。告示以前から習熟度別学習に取り組む事例は少なくなく、告示後は積極的に導入する学校が増加した。文部科学省実績評価書（平成17年度実績）によれば、「平成16年度時点で全国の約7～8割の小・中学校において習熟度別学習が取り入れられ、その割合は増加してきている²³⁾」とある。導入当初は「差別感を助長する」「競争をあおる」との危惧があったが、習熟度別学習に必要な教員数の確保という問題はあるものの、習熟度別学習そのものについては現場でも概ね好評のようである²⁴⁾。つまり、習熟度によって生徒を選別する授業形式は、現場では既に違和感のないものとなっていると判断できる。和田中学校において、様々な成績状況の生徒を対象とした支援が行われているのであれば、「夜スペ」において、受講者を限定することについては社会的に十分許容できる閾下、つまり「公教育活性域」にあると考えるべきであろう。

3-2. 有料制（無償制の観点からの問題）

「夜スペ」が有料で授業を行うことに対しても、公教育の原理である無償制を侵しているという厳しい批判の声が上がっている。「夜スペ」授業料については週3日でS A P I Xの正規の授業料の半額程度の1万8千円、週4日は2万4千円であり、事情によっては半額²⁵としている。しかし、杉並区教職員組合が「受講料は半額であるといっても、月に1万8千円か2万4千円という金額は、全ての家庭が負担できるものではありません」と言うように、前述した対象生徒の選別の問題とともに、有料制が義務教育の機会均等原則を逸脱するものであるとの抗議の声も大きい。確かに、日本国憲法第26条に「義務教育は、これを無償とする」、教育基本法第4条に「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない」と規定され、公教育が無償であらねばならないことは言わずもがなのことである。「夜スペ」が「和田中学地域本部」主催であらねばならない根拠も実はここにある。

しかし、義務教育無償制については、様々な解釈があることも周知の事実である。また、学校教育には授業料以外にも様々な費用がかかるが、公費と保護者が負担する私費との明確な線引きは難しい問題であり、無償とする範囲については議論が止まない。受益者負担の原則により、無償とされる義務教育において私費という名目で教育費が徴収されていることは、万民が認めている事実である。私費負担の割合減少が主張されてきた時代もあり、教科書無償化や就学援助制度導入などの成果も達成してきた。しかし、「一九八〇年代までは拡大の一途を辿ってきた日本の福祉と教育サービスの公的な供給あるいは支援は、九〇年代に入ってから厳しい財政状況の下で大幅な見直し²⁶」を迫られることとなっている。現在、「平成18年度 子どもの学習費調査」によれば平均一人当たり、公立小学校で年間56,655円、公立中学校で133,183円の学校教育費²⁷が保護者負担となっている。さらに、学校外活動に視点を移してみると、家庭教師費等と学習塾費を合わせた額は平均一人当たり、公立小学校で76,324円、公立中学校では208,082円となっている。特に、公立中学3年生については、298,019円もの高額である。こうした現実を見据えて、「夜スペ」の有料制についての検討を進めなければならないことは言うまでもない。

有料制の取り組みについては、実は「夜スペ」が初めてではなく、各地で実施されている²⁸。何よりも、和田中学校では、希望者対象の土曜日に実施の通称「ドテラ」が年5千円、英検準2級・3級を目指す通称「英語アドベンチャーコース」が月6千円を徴収して実施されている。これらの取り組みは有料制であるため、当然のことながら、学校ではなく自治体や地

域本部が主催という形となっている。しかし、この主催形態はあくまでも形式的なもので、「ドテラ」も「英語アドベンチャーコース」も、学校内外で和田中学校の取り組みとして認識され、高い評価を受けているものである。どちらの取り組みも開講当初は、学校教育か否かが問題とされることがなかったことがその証である。

こうした検討を経た時、「夜スベ」の有料制に関する問題は、実は有料制が問題なのではなく、その金額に問題を孕んでいるのだということが明らかだ。しかし、金額の多寡についても評価が分かれる。コマ数あたりに換算すれば、「夜スベ」の授業料は「英語アドベンチャーコース」と同じく1コマ5百円である。先述した学校教育における私費や学校外活動の家庭教師費等・学習塾費の大きさと照合した時、「夜スベ」の授業料が教育の機会均等を脅かすほど高額であるとは必ずしも言えない。逆に「夜スベ」は、社会の中に存在する教育の不平等を解消する一つの機会提供であるとの意見があることも肯なることである。こうした考察を経ると「夜スベ」有料制の問題もまた、「公教育活性域」にあると判断してよいと言えよう。

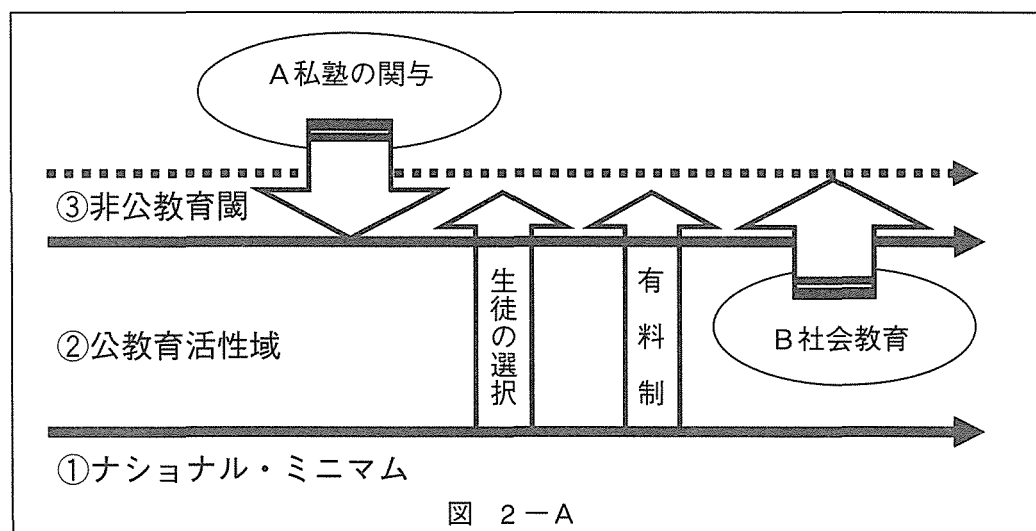
4. 「夜スベ」と「非公教育閾」

4-1. 「非公教育閾」を超えた「夜スベ」

「夜スベ」は何故、論議を呼び、社会教育であると強調されなければ認可されえぬものであったのか。端的に言えば、「夜スベ」は公教育であるとは社会的に認められないものだという判断が働いたためであると考えられよう。それは、「夜スベ」批判者へ向けての寺脇の論評に明瞭に示されている。先述したように寺脇もまた、「夜スベ」が社会教育であることを強調し、「学校教育には機会均等や公平性が必要でも、社会教育の場合はそうと限らない」と述べている。この説明は、「夜スベ」では機会均等や公平性は保障されていないということと同義である。すなわち、「夜スベ」の取り組みは、現代の「非公教育閾」を超えると判断された証である。しかし、この分析は前章での結論と齟齬をきたす。つまり、公教育の機会均等・無償制の観点から疑義があるとされる2項目、生徒の選別、有料制については現在の「非公教育閾」の閾下にあり、「公教育活性域」にあるとした前章の判断との矛盾である。

筆者が「閾値」という概念を用いた理由はここにある。閾下においては、作用因の増加や刺激の強化があっても、知覚や生体反応、化学的物理的反応は起こらない。検討した両項目についても同様で、「非公教育」という社会的認識を生み出しはしなかったものの、「非公教育」という認識反応の作用因であることに間違いはないのである。「夜スベ」の取り組みにお

いては、単独では閾下にあった両項目にある作用が加わり、「非公教育閾」を超えたのである。筆者はある作用とは、私塾の関与であると捉える。しかし、批判意見に見られるような、私塾の公教育への関与自体が「非公教育閾」を超えるものであるとの認識は持っていない。閾値は様々な条件の変動に応じて変化するものであるが、筆者の仮説は、私塾の関与という作用により「非公教育閾」という閾値レベルが下がったというものである（図2-A）。



4-2. 私塾（営利企業）の関与

私塾の学校教育への関与については、石原慎太郎都知事も「基本的に賛成する」との姿勢を示しつつ「公共施設を営利目的で使う問題はあるかもしれない」としている。公共施設である学校内で特定の私塾が関与することは、新たな事業展開にもつながる営業活動であり、公立学校施設利用の公共性に反するとの意見も多い。また、都教育委員会は授業を塾講師が行うことによって、生徒が教員より塾講師を信頼すれば公教育が破壊されるという懸念を示した。しかし、私塾（私塾講師）の学校教育活動への関与は、既に広く認められていることである。現実には、東京都港区では大手進学塾「早稲田アカデミー」と連携し、区立の全10中学校で「土曜特別講座」を実施している。また、江東区では区内外の学習塾との連携により、区立の小学校13校と中学校2校で、塾講師が授業の補助や放課後の補習を行っている。茨城県鹿嶋市では市立小中の教員研修の責任者に私塾の経営者を起用している。今や、私塾との連携は公教育改革になくてはならないものとなりつつある。このように、私塾の公教育への関与は社会的に十分に認められているものなのである。

しかし、こうした社会的認知の一方、検討項目である「生徒の選別」と「有料制」が先天

的に持つ「非公教育性」を際立たせる働きが私塾の関与にはある。私塾が公教育に対抗するものであるという意識は社会に根強く存在し、そうした意識により、私塾の関与は社会が公教育であると認める許容範囲を狭める働きを持つ。私塾の関与により「非公教育閾」は下がり、可視性を持たなかった「非公教育」因であった「生徒の選別」と「有料制」が、自ずから持つ「非公教育性」を社会的に認知させることとなったのである。逆の視点から言うならば、社会の私塾の関与という認識が無ければ、「夜スペ」は「公教育活性域」に存在する取り組みであったといえる。実際、杉並区議会文教会議では、同じような取り組みをしている千代田区は話題にならず「夜スペ」が問題にされているのは何故かという質疑があり、学校と塾の連携というデリケートな問題が大きく報道されてしまったことという庶務課長の答弁²⁹も存在する。

4-3. 「非公教育閾値」という観点の必要性

こうした考察を経るならば、「夜スペ」という取り組みを単に杉並区だけの、和田中学校だけの、藤原校長だけの問題として批判することが、如何に愚昧なことであるかが分かる。しかし、批判のほとんどが、和田中だけの問題ではないとしながらも、「夜スペ」を生じさせた土壌にある項目についての検証に踏み込まず、結局は和田中学校が元凶であるといった当該中学だけの問題という観点にしか立てていない。例えば、杉並区議会議員である松尾ゆり氏は具体的に、学校で塾と提携している東京都他区（足立区・港区・江東区・千代田区）の先行事例と比較し、「夜スペ」は非常に特異なものとし、都教委が学校教育として許容しなかったのは当然のことと断じている。

まず第1に、なんといっても、学校教育の問題であるので、教育委員会の主導性のものと、教育委員会と学校が責任をもって管理・監督しているということです。これに対し、今回杉並区では、学校長の発案に、教育委員会が振り回されています。全く主導性がなく、後追いになっています。第2に、事業者の参入にあたって、公平を期して、入札、プロポーザルなどの手法が導入されていること。第3に、子どもを学力や財力でふるいにかけることはせず、希望者全員が参加でき、原則無料であること。第4に、塾はあくまで授業の補助や補習として、長期休暇に数日とか土曜日にかぎって利用するなど、和田中の夜間塾のプランと比較して圧倒的に比重が軽いことです³⁰。

第1、第2の問題については、「夜スベ」実施決定経過についての問題であり、この件については松尾氏が言うまでもなく、厳しく考察していかねばならない。しかし、本稿で問題にしている第3、第4の問題についてはどうか。説明会で無理に参加しないという注意を加えたものの、希望者は全員、参加が認められている。また、原則無料が学校教育活動で遵守されている事柄ではないことは先に述べた。他区の取り組みとの差とは、松尾氏自身が述べているように「比重」の問題であり、「夜スベ」は決して特異な取り組みではないのだ。

閾値論に立てば、「夜スベ」は和田中学校であるから、藤原校長であるから計画実施されたものではない。「閾値」を超えるまで無意識のうちに刺激がどんどん強まっていくように、教育改革の流れの中で必然的に生まれた取り組みである。藤田が「和田中に直接かかわる問題と、公教育の在り方をめぐる理念的な問題がある³¹⁾」としている通り、「夜スベ」問題は和田中学校・杉並区・東京都を超え、公教育の在り方を問い直す問題でもあるのだ。藤田は「近年の教育改革推進論と政治主導の改革動向が孕む最大の問題は、モラル・ハザードと公教育の危機が密かに、しかし確実に進行していることである³²⁾」と述べ、「今回の和田中『夜スベ』は、こうした改革動向とそれを自明視・促進する風潮の高まりに迎合するものであり、そして、公教育、とりわけ公立学校の教育を、受験偏重主義・市場原理主義と塾産業・営利企業の支配に従属させていく『トロイの木馬』になりかねないものである³³⁾」としている。この批判は、公教育の理念を論じたものであり、傾聴するに値する十分なものである。また、昨今の教育改革が実は公教育崩壊の萌芽を内包しているものであるという点において、筆者の仮説と軌を一にするものである。

しかし、藤田の批判は、「ナショナル・ミニマム」の上にある、教育改革という名の追加的取り組みを、藤田の教育理念によって全て否定するものであり、現場から大きく乖離したものである。閾値論に立ち教育改革を鑑みれば、公教育として必須の「ナショナル・ミニマム」の上に、様々な取り組みが続くのが必定である。むしろ、「非公教育閾」に達するまでの取り組みは公教育の活性に寄与するものである。しかし、それが故に、その流れは自然に任せていれば「閾値」を超えるまでは止まない。理念について語ることは必要であるが、皮肉なことに理念を語っている間に現実がその理念から益々乖離するばかりである。そして、「非公教育」であるという認識を社会が持ったとき、公教育に対する社会の信頼は失われ、公教育の崩壊の時を迎えるであろう。

効用ある薬も致死閾があり、その閾値を認識し服用しなければならない。同じように、教育改革の取り組みがそれぞれ持つ「非公教育性」を認識し、「非公教育閾」という観点を持

つ必要があると筆者は考える。現時点での「非公教育閾」の設定は困難ではあるが、今回の「夜スベ」が社会教育として認められたことは大きなヒントになる。少なくとも、都教委は「夜スベ」の取り組みは「非公教育閾」を超えるものであると判断したわけである。しかし都教委は、「社会教育」というバールによって全てを包み込み、その検討を避けた形になった。しかし、学校で、対象を当該校の生徒に限定して行われている学習活動を、学校教育と完全に切り離して捉えることには無理がある。社会は「夜スベ」を学校から切り離された社会教育とした容認したわけではないだろう。社会教育であるという強調が、下がった「非公教育閾」を一時的に再び押し上げた（図2-B）だけであると考えられよう。「非公教育閾」の検討は今後の新たな取り組みを進める上で非常に大きな力となるはずのものであったのではないか。

おわりに

教育改革の中で地域や保護者のニーズはますます高まっている。学校選択性の導入も拡がり、各学校はニーズに応えるため新たな取り組みを迫られている。自治体独自の、学校独自の取り組みも顕現してきている。しかし、公教育である以上、国民の共通理解は必要不可欠のものである。ナショナル・ミニマムを遂行することは言うまでもないことである。しかし、「個に応じた指導」や「特色ある学校づくり」に励むあまり、あるいは、保護者のニーズに応えるあまり、国民のこれは公教育であるという共通理解が成立しなくなったとき、公教育を存続させるはずのものであった改革が、公教育に刃をむけることとなる。

今回の杉並区立和田中学校の「夜スベ」は、民間校長ならではの独創的な発想によって生まれたものであると同時に、昨今の教育改革の本質を炙り出す取り組みであると言える。教育とは「個」の成長を支援するものであらねばならない。しかし、『個人としての人格の完成』を迫及することが『社会の形成者としての完成』に繋がるとは限らないばかりか、それを追求することによって全体社会そのものの存立が危うくなる可能性があるという点は、経営論等の用語を用いるならば、『個別最適化』の追求は必ずしも『全体最適化』に結びつくとは限らない。（中略）両者は自然に調和するようなものではなく、意識的に調和を図ろうとしなければならないもの³⁴」である。教育改革の中で、斬新で独創的な取り組みが生じる可能性は大いにあるし、それこそが改革の望むところである。そして、その検討のときに重視されるべきものは『ナショナル・ミニマム』に上積みされる追加的行政サービスの格差が自治体の税収の差でどこまで許容できるかという国民的判断³⁵」であろうと考える。既に、

和田中と同区他校との格差に言及している地域の声³⁶、区民の税を用いることに対する校区町会長の強い反対の意³⁷、税金の再分配は公平でなければならないが、この取り組みはその原則を侵していると強く抗議する区民の声³⁸が挙がっている。取り組みへの公的資源の投入内容を公開し、該当地域のみならず他地域を含む社会の評価を仰ぐ必要がある。

本稿では、「非公教育閥」という概念枠組みを提起したものの、それは一体どこにあるのかについての考察に至らなかった。アンケート実施などで、現時点の社会が判断する「非公教育閥」をつかむことは可能であろう。「夜スベ」の今後の動向をみるとともに、具体的な「非公教育閥」の検討が今後の課題である。

-
- 1 「社会総がかりで教育再生を（第三次報告）～学校、家庭、地域、企業、団体、メディア、行政が一体となって、全ての子供のために公教育を再生する～」平成19年12月25日 教育再生会議。
 - 2 同上。
 - 3 同上。
 - 4 伊東和衛『講座 公教育体系 第5巻 公教育の制度』教育開発研究所、1988年、71頁。
 - 5 「公教育」の様々な定義について、市川が端的にまとめている。市川昭午『教育の私事化と公教育の解体—義務教育と私学教育』教育開発研究所、2006年、5頁～8頁。
 - 6 『生化学辞典（第4版）』東京化学同人、2007年。
 - 7 「閥下」とは「閥値」に到達していない範囲を指す。
 - 8 「吹きこぼれ」の説明として、藤原校長は毎日新聞のインタビューで次のように答えている。「公立高校には偏差値35～70までの生徒がいる。通常の授業では、下位の生徒を上につ引っ張ろうとすることが多く、成績上位の生徒は『自分で勉強をやりなさい』となる。最上位の生徒は、指導されなくても自分で勉強するが、中～上位の子は勉強の面白さがまだわかっておらず、個人に任せても成績は伸びない。いわゆる『落ちこぼれ』とは逆で、成績が良いために教諭の限界から外れてしまい、上から『吹きこぼれ』てしまう。」毎日新聞 2007年12月24日、東京朝刊。
 - 9 12月8日説明会における案内文、「和田中の校舎を使って夜間に塾を開きます」より。
 - 10 「和田中と地域を結ぶページ」学校概要より。<http://www.wadachu.info/info.html> 最終アクセス2008/03/07
 - 11 東京新聞 2008年1月26日、夕刊。
 - 12 朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、東京新聞の記事を基に作成。
 - 13 東京新聞 2008年1月24日、東京版朝刊。
 - 14 1月24日の定例委員会において、木村孟委員長が「全国的に影響を与える問題。都教委としての明確な見解を示す必要がある」と提案。「学校外での教育活動であり、学力向上という公共の利益のためであることが明確となり、不適切なものではない」とする見解私案を示し、全員一致で了承された。
 - 15 「杉並区立和田中学校における私塾連携の取り組みについて」杉並区教職員組合ホームページ。<http://www6.ocn.ne.jp/~sugikyo/sinbun.html> 最終アクセス2008/03/07
 - 16 「杉並区立和田中学校の私塾との連携（夜スペシャル）に対する見解」東京都公立学校教職員組合ホームページ <http://www4.ocn.ne.jp/~ttutokyo/index.html> 最終アクセス2008/03/07

- 17 平成20年1月25日、杉並区議会文教委員会。
- 18 毎日新聞 2007年12月9日、東京版朝刊。
- 19 朝日新聞 2008年2月3日、全国版朝刊。
- 20 東京新聞 2008年2月3日、東京版朝刊。
- 21 藤原英典「和田中『夜スベ』—何が問題か」『世界』岩波書店、2008年4月号、85頁～86頁。
- 22 中学校学習指導要領「第1章 総則 第6 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項 2-(6)」
- 23 文部科学省実績評価書（平成17年度実績）http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/kekka/06091509.htm 最終アクセス2008/03/07
- 24 中央教育審議会 義務教育特別部会「スクールミーティングの実施状況及びその概要」の中で、現場教員の次のような感想が公開されている。「・（習熟度別を実施した結果）生徒間の学力格差の状況は標準学力検査では縮小傾向を示している。・保護者に対しては、習熟度別の利点を説明するとともに、学習指導要領から大きく逸脱するものでないことを説明し対応した結果、大きな混乱は生じなかった。」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo6/gijiroku/001/05041201/001.htm 最終アクセス2008/03/07
- 25 藤原和博「いくら教育費がかかるのか」前掲『和田中と地域を結ぶページ』では、「生活保護世帯や施設から通ってくる子はさらに半額に（この程度にすれば措置費から十分出せる）」としている。
- 26 白石裕『分権・生涯学習時代の教育財政：価値相対主義を越えた教育資源配分システム』京都大学学術出版会、2000年、65頁。
- 27 学校給食費は含んでいない。
- 28 福島県川内村、青森県東通村では村営の有料（月500～2000円）の学習塾が開かれている。
- 29 「まず、学校と塾との連携というデリケートな問題の部分も入っております内容であること、これに藤原校長というある意味有名人がかかわっていること、そういう中で新聞やテレビにも大きく取り上げられまして、それに加えてさらに、この取り組みに対して東京都から指導が入って、さらには都知事の見解あるいは国の文科大臣の見解等が入る中で、世論としてさまざまな関心が寄せられた、そのあたりが大きな理由ではなからうかというふうに受けとめているところでございます。」杉並区議会会議録 <http://suginami.gijiroku.com/voices/syousai.html> 最終アクセス2008/4/29
- 30 前掲、『杉並わくわく会議 松尾ゆりホームページ』。
- 31 朝日新聞 2008年2月3日、全国版朝刊。
- 32 前掲、藤原英典「和田中『夜スベ』—何が問題か」、91頁。
- 33 同上、92頁。
- 34 今津孝次郎・馬越徹・早川操編『新しい教育の原理』名古屋大学出版会、2005年、109頁～110頁。
- 35 小川正人「三位一体改革と義務教育財政制度の改革構想」『日本教育行政学会年報』第31号、日本教育行政学会、2005年、28頁
- 36 平成20年1月25日、杉並区議会文教委員会において、「この夜スベにおいても、危惧があるのは、和田中だけまたやるのと。私の母校の隣接校なんです。和田中だけやって、ほかの学校はどうするのということが、当然地域から出てくるんですよ」という発言があった。杉並区議会会議録 <http://suginami.gijiroku.com/voices/syousai.html> 最終アクセス2008/4/29
- 37 東京新聞1月11日の投稿欄には、和田中学校区の松ノ木町会長からの反対意見がでた。「区民の税金で賄う義務教育施設を営利目的の一学習塾に貸して授業料を取るというのは、生徒集めの『人気取り』としか思えない。（中略）義務教育の場に民間塾の授業を持ち込み、生徒間格差をあおるほか、夜間通学の防犯態勢を周辺地域に要請するなども異常としか思えない。」

³⁸ 杉並わくわく会議 松尾ゆり ホームページに投稿された。「和田中夜間塾はどうでしょうか？ この夜間塾は地域活動で善意とボランティアの塊の如くいわれていますが、実際この活動には税金の予算が組まれ投入されています。一部19名のために税金が使われています。それも学力選抜された優秀な生徒のみに使われています。」 <http://suginami-waku2.net/2008/01/3.html> 最終アクセス2008/03/07

Consideration of the “Threshold of non-public education”
as the Collapse Spot in Public Education
— An Examination of “Yoru Supe” of Wada Junior High School —

KONDO, Chizue

There is a concept of “the threshold” in the biochemistry. The word “threshold” means the minimum to cause a certain reaction. There should be a threshold that people judge non-public education. I name this threshold as the “Threshold of non-public education”. On January 26, 2008, a night special class named “Yoru Supe” was carried out at Wada Junior High School, in Suginami-ward, Tokyo. It was interesting that “Yoru Supe” was authorized by the Tokyo Board of Education as social education. This fact proves that “Yoru Supe” was judged beyond “the threshold of non-public education”. “Yoru Supe” has these main problems. (1) The target students are limited. (2) The tuition is charged.

I give two principles of the public education. They are an open admission, and tuition-free. Two problems that mentioned above violate these principles of the public education. However, various actions are performed recently. The class according to the degree of achievement is carried out in many schools. The beneficiary system has been understood. In other words, these two problems are settled within the “Threshold of non-public education”. In the case of “Yoru Supe”, a value of the “Threshold of the non-public education” fell by the participation of the for-profit private supplementary school. That is why we must not consider the problem of “Yoru Supe” as just a problem of Principal Fujiwara or Wada Junior High School. We are facing the time when we should argue how there should be public education, in other words, where the “Threshold of the non-public education” stands.